

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人北海道科学大学
② 設置大学名称	北海道科学大学
③ 担当部署	総務部総務課
④ 問合せ先	011-688-7626
⑤ 点検結果の確定日	2026 年 9 月 18 日
⑥ 点検結果の公表日	2026 年 9 月 25 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://ed.hus.ac.jp/jouhoukukai/governancecode/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学ホームページに「北海道科学大学の基本姿勢」として、建学の精神、基本理念、教育目的等を公表しています。また、在学生には、基本姿勢を校舎各棟の入口に掲示しているほか、在学生情報サイト HUS ナビの「教務ブック」に掲載し、多様なステークホルダーに対して広く明示しています。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部・大学院・専攻科において、本学ホームページで３つのポリシーを公表し、ガイダンスや PF 面談を通じて入学から卒業までの学びの道筋を明示しています。また、毎年の「学科教育自己点検会議」による教育課程の点検・評価結果に基づき、教育の質向上や学修環境の整備・充実に努めています。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「北海道科学大学組織規程」及び「学則」において、大学の最高責任者としての学長の責務、副学長・学部長等による学長の補佐体制を定めています。また、教授会については、「学則」及び「教授会規程」で定めた事項について、学長が決定を行うに当たりその内容を審議し、意見を述べるものとするものとして、学長と教授会の関係性を含めた教学組織における権限と役割の明確化を図っています。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	「学校法人北海道科学大学事務組織規程」及び「北海道科学大学組織規程」において教員の教学組織と職員の事務組織の職務を分担した上で、相互に連携できる協働体制を整備しています。企画運営会議をはじめとする諸会議、各センター会議、委員会等には教員と職員が共に参画し、教育研究活動の管理・運営に関する課題を組織的に共有・解決する仕組みを構築しています。さらに、法人全体での合同研修等を通じて、教職一体となった教職協働の意識向上と業務の円滑化を図り、大学の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「北海道科学大学ファカルティ・ディベロップメント規程」及び「学校法人北海道科学大学スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、それぞれ基本方針と年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を計画的に実施しています。 具体的には、FD 委員会が FD・SD 双方の研修を広く推進しているほか、各学科においても FD 研修を実施しており、その実施内容は FD 委員会へ報告・共有しています。また、職員向けには「HUS キャリア支援ガイド」により育成方針や教育・研修体系を明確化し、職員 SD 研修会や職階別研修会を定期的実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	担当理事が主体となり、学部やセンターなどから計画を募り、法人内の会議体で審議の上、決定しています。また、KPI・KGI を明確にし、具体的な施策を盛り込むことで、実現性の高い計画を策定しています。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	担当理事・責任者を明確にし、進捗管理体制を整えています。年 2 回理事会に報告することで、進捗状況を把握し、必要に応じて計画の修正を行っているほか、年度ごとに事業報告書を法人ホームページにて公表しています。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	科目等履修生・研究生制度や全学部・全専攻での社会人入試を通じて広く社会人を受け入れるとともに、地域共育センターを中心とする各種講座やリスキリングの取組を推進し、地域の多様な人々の要請に応じた学びの機会を提供しています。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地域共育センターを中心に、地域連携の推進・強化に向けた取組を実施しています。また、北海道や札幌市との包括連携協定をはじめ、道内自治体等との連携協定を締結し、自治体、企業、関係機関等と連携しながら、地域イベントへの参画、青少年への科学教育、学生が地域と関わる機会の創出、地域課題の解決に向けた取組などを推進しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	人権委員会を設置し、性別、国籍、障がいの有無などに関わる偏見や差別的取扱い、ハラスメントを未然に防ぐためのガイドラインの策定や学内への啓発活動を行っています。また、「北海道科学大学障がい学生支援規程」及び「北海道科学大学障がい学生支援基本指針」、「北海道科学大学外国人留学生規程」を制定し、多様な背景を教職員・学生の受け入れ体制を構築しています。さらに、「学校法人北海道科学大学ハラスメントに関する規程」及び「北海道科学大学人権侵害・ハラスメント対策に関する規程」を制定するとともに、全学部で外国人留学生選抜を実施し、受験時の事前相談体制を整えています。各種規程・指針に基づき、専門スタッフや関係部署の連携による合理的配慮の提供やハラスメント防止等に取り組むなど、多様な背景や国籍を持つ学生を含む全ての構成員が、安心して学び、働くことのできるダイバーシティ環境の維持・充実に努めています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、監事 1 名（総数 2 名）、評議員 3 名（総数 13 名）の女性を登用しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	「寄附行為」及び「理事・評議員選任委員会規程」に基づき、「私立学校経営に必要な知識・経験、本法人の適正な運営に必要な識見、社会的信望を有する者」といったあるべき役員像・要件や確保方針を明文化するとともに、理事選任機関の設置に加え、理事候補者の経歴や選任理由、関係性等の情報を評議員会へあらかじめ提供してその意見を十分に参酌した上で選任を行うことで、選任プロセスの透明性・厳格性の確保に努めています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「理事会運営規程」において、理事会の役割及び理事の職務を明確に定めています。また、2025 年 3 月 28 日付けで策定した「内部統制システム整備の基本方針」において、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確化し、適切な協働体制を確立するとともに、運営の透明性を確保しています。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	「私立大学新任理事・評議員ハンドブック」の配付や「内部統制システム整備の基本方針」等に基づく法改正・私学経営に関する研修の実施、重要情報の提供や理事同士の意見交流の場を設けることで、新任・外部理事をはじめとする理事が本法人の現状や法的責務を深く理解し、適切な意思決定と監督機能を発揮できるよう、識見の習得や研修機会の維持・充実に努めています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性確保と選任基準を「寄附行為」に明記し、利益相反防止に配慮した上で、選解任議案における監事の同意手続きや評議員会の決議による選任を必須化するとともに、会計監査人の報酬決定プロセス等を透明化することで、公正かつ厳格な手続きに基づく独立性の確保を図っています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「監事監査規程」を整備して連携に関する事項を定め、監査実施計画の策定及び関係者への通知を行って監事監査を実施するとともに、監事・会計監査人（監査法人）・内部監査室の三者による定期的な情報共有や監査結果の意見交換会を通じて強固な連携体制を確立し、その監査結果を理事会や定時評議員会へ報告の上、ホームページにも掲載することで監査機能の充実に努めています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査を実施できるよう、大学監査協会に加盟し、同協会が主催する研究会議への参加や情報提供を受けています。また、理事会、評議員会及び常任理事会のほか、学校法人が主催する主要な会議への出席機会を設けるなど、監事業務を支援するための情報提供や機会の確保を組織的に行っています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の定数、属性・構成割合及び資格については、「寄附行為」及び「評議員会運営規程」に定めています。評議員の選任に当たっては、全ての理事及び評議員で構成する理事・評議員選任委員会において審議を行うなど、選任過程の透明性を確保した上で、適切に評議員を選任しています。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「寄附行為」及び「評議員会運営規程」において、評議員会の招集や議決事項、評議員の職務責務を明確に定めています。また、2025 年 3 月 28 日付けで策定した「内部統制システム整備の基本方針」において、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制を明確化し、適切な協働体制を確立するとともに、運営の透明性を確保しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	「私立大学新任理事・評議員ハンドブック」の配付や「内部統制システム整備の基本方針」等に基づく法改正・私学経営に関する研修の実施、重要情報の提供を通じて、新任評議員及び外部評議員をはじめとする評議員が本法人の現状や抱える課題、法的責務を深く理解し、適切な意思決定及び監督機能を発揮できるよう、識見の習得や研修機会の確保・充実に努めています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「内部統制システム整備の基本方針」に基づく「危機管理規程」の制定をはじめ、人権相談や研究不正防止、防火・防災等の事象に応じた各種規程・マニュアルを整備・公表しています。また、自衛消防組織の編成やHUS-UNIPAを活用した避難・安否確認訓練の実施、さらには特設サイトやポータルサイト（HUS ナビ）を通じた災害時対応・家計急変支援制度の案内及び長期休業前等の注意喚起を継続的に行うことで、学生・教職員の安全確保と事業継続に向けた学内への周知・浸透に努めています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	関係法令、「寄附行為」及び諸規程等の遵守を徹底するため、組織的な取組として「コンプライアンス推進規程」を整備し、コンプライアンス推進体制を整えています。内部通報体制については、内部監査室内に「公益通報窓口」を常設し、「公益通報者の保護等に関する規程」に基づき通報者の保護を担保した運用を行っています。

原則４－１ 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「情報公開規程」において開示項目等を定め、法人ホームページ及び大学ホームページの情報公開ページにおいて、法人・大学の基本情報、財務状況、教育研究等の情報を公開しています。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則に基づく教育研究活動状況や経営に係る財務状況等は、ホームページの「情報公表」ページに集約し、アクセスのしやすさを確保した上で公表しています。情報公表にあたっては、分かりやすい表現を用い、必要に応じて用語説明を付すなど、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明